

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際
共同研究推進基金）に関する報告書及び同報
告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生
労働大臣及び経済産業大臣の意見

本電子媒体(PDF)は原本と相違ない。

令和5年11月24日

内閣府 日本医療研究開発機構担当室

文部科学省 研究振興局

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課

経済産業省 商務・サービスグループ

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書を、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際 共同研究推進基金）に関する報告書及び同報告 書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労 働大臣及び経済産業大臣の意見

国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和4年度特定公募型
研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和4年度特定公募型
研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書に
付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業
大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際
共同研究推進基金）に関する報告書

目 次

I	令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する 報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
II	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

資料1 先端国際共同研究推進基金補助金交付要綱（令和5年3月14日 文部科学大臣
決定）

資料2 基金設置規程（令和2年3月12日 規程第8号）

資料3 基金の運用取扱い規則（令和2年3月12日 規則第8号）

資料4 参照条文等

I. 令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）に関する報告書

令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進基金）について

1. 基金の概要

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、第2期中長期目標において、健康・医療戦略推進本部等が決定する目標の下、国が設定する領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた戦略的・機動的な国際共同研究開発及びこれに付随する業務を実施することとされている。

これらの研究開発等に要する費用に充てるため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項において、資金配分機関は、個別法の定めるところにより、特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるための基金を設けることができるとされていることを踏まえ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の2の規定及び基金設置規程（令和2年3月12日規程第8号）（資料2）に基づき、別紙のとおり基金が造成された。

同法第17条の2第2項において、政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができることとされており、その細目は、先端国際共同研究推進基金補助金交付要綱（資料1）に定められている。なお、令和4年度に60億5,000万円が機構に交付された。

2. 基金の管理体制等

特定公募型研究開発業務（先端国際共同研究推進プログラム及びこれに付随する業務をいう。以下「業務」という。）を適切に履行した。

基金の運用については、基金の運用取扱い規則（令和2年3月12日規則第8号）（資料3）に基づき、運用を行った。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）※

（単位：百万円）

		令和4年度	令和5年度 （見込み）
前年度末基金残高 (a)		—	6,050
収入	国からの資金交付額	6,050	—
	運用収入	0	0
	その他	—	—
	合計 (b)	6,050	0
支出	事業費	—	292

管理費	—	—
合計 (c)	—	292
国庫返納額 (d)	—	—
当年度末基金残高 (a+b-c-d)	6,050	5,758
（うち国費相当額）	(6,050)	(5,758)

※ 令和4年度は決算額（単位未満切り捨て）、令和5年度は年度計画（単位未満四捨五入）に基づく額

4. 業務の実施決定件数・実施決定額

	令和4年度
実施決定件数（単位：件）	—
実施決定額（単位：百万円）	—

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和4年度末時点での保有割合は「1」となる。

〈保有割合の算定根拠〉

（令和4年度末基金残高）÷（令和5年度以降の業務に必要となる額）

6. 業務の目標に対する達成度

・ 事業概要

国が設定する領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、我が国と対象国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。

・ 令和4年度実績

政策上重要な科学技術領域において、国際共同研究を通じて我が国と欧米等科学技術先進国・地域のトップ研究者同士を結び付け、我が国研究者の国際頭脳循環を加速することを目的とした「先端国際共同研究推進プログラム」の事業設計を進めた。具体的には、本プログラムへの参画を推進するための海外関係機関への情報協力要請を行い、主務官庁・関係機関とも緊密に連携し、プログラムの支援規模・数、審査体制などを検討した。また、機構の国際戦略に関する有識者委員会を設置し、政府における領域検討に用いる研究開発領域案の検討・作成を行った。

別紙

・先端国際共同研究推進基金関係

府省名	先端国際共同研究推進基金補助 金交付要綱の名称 【参考資料番号】	交付決定日※	基金造成日※
文部科学省	先端国際共同研究推進基金補助 金交付要綱（令和5年3月14 日 文部科学大臣決定） 【資料1】	①令和5年3月22日	①令和5年3月29日

※予算措置年度（当初/補正）ごとに記載

①：令和4年度補正予算

II. 參考資料

令和 5 年 3 月 14 日
文部科学大臣決定

先端国際共同研究推進基金補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 25 条第 2 項又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、国立研究開発法人科学技術振興機構又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）に、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する分野・領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた戦略的・機動的な国際共同研究開発（以下「研究開発事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第 5 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
 - イ 基金の名称
 - ロ 基金の額
 - ハ 上記ロのうち国費相当額
 - ニ 研究開発事業の概要
 - ホ 研究開発事業の目標
 - ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- 二 事業内容の変更をする場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金により行う業務（以下単に「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
 - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
 - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科技イノベ活性化法第 27 条の 2 第 2 項に基づき、基金に充てるものとする。
 - ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
 - ニ 基金により行う業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。
 - ホ 機構は、科技イノベ活性化法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後 6 か月以内に大臣に提出しなければならない。
 - (1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
 - (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
 - (3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額
 - (4) 保有割合
 - (5) 保有割合の算定根拠
 - (6) 研究開発事業の目標に対する達成度
 - ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

ト 基金を廃止する場合には、廃止するときには保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第6条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した文書を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第10条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 機構が、補助金を第 2 条の目的以外の用途に使用した場合
- 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 14 条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 15 条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 16 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、機構が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣

は機構に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

基金設置規程

令和2年3月12日

規程第8号

改正 令和2年8月28日規程第5号

令和4年3月4日規程第12号

令和5年3月1日規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務に関する基金の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(革新的研究開発推進基金)

第2条 特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により、健康・医療戦略推進本部等が決定する目標の下、次の各号に掲げる業務を実施するため、革新的研究開発推進基金を設置する。

- (1) 我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及び企業原資の研究費を組み合わせることにより実施する、産学官共同による医薬品・医療機器等の研究開発等並びにこれに附帯する業務
- (2) ワクチンの早期実用化に向けた研究開発等及びこれに附帯する業務(独立行政法人医薬品医療機器総合機構が治験を開始するために必要な開発戦略に関する助言を行う業務を含む。)
- (3) 今後脅威となりうる感染症有事に備え、ワクチンの迅速な開発・供給を可能とするため、ワクチン開発に資する革新的な新規モダリティや感染症ワクチンへの応用等の研究開発等及びこれに附帯する業務
- (4) 国産ワクチン開発の実現に向けた世界トップレベル研究開発拠点等における研究開発等及びこれに附帯する業務
- (5) 感染症ワクチン・治療薬開発及び感染症以外の疾患に対する医薬品等の開発に資する革新的なモダリティの実用化開発を行う創薬ベンチャーに対する実用化支援を含む研究開発等及びこれに附帯する業務

(先端国際共同研究推進基金)

第3条 特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金によ

り、国が設定する領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた戦略的・機動的な国際共同研究開発及びこれに附帯する業務を実施するため、先端国際共同研究推進基金を設置する。

(基金の資金運用)

第4条 基金は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。

附 則(令和2年8月28日規程第5号)

この規程は、令和2年8月28日から施行する。

附 則(令和4年3月4日規程第12号)

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

附 則(令和5年3月1日規程第16号)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

基金の運用取扱い規則

令和2年3月12日

規則第8号

改正 令和5年3月1日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、基金設置規程(令和2年規程第8号)第5条に基づき、基金の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資金運用の原則)

第2条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
- (2) 資金運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 元本回収の安全性及び確実性に最大限配慮し、資金の効率的な運用を図ること。

(資金運用方法)

第3条 基金の資金運用に当たっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第3項に規定する方法により行うものとする。

- 2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。

(取引相手の選定)

第4条 取引相手については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「資金

運用先金融機関等」という。)が第4条又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(資金運用責任者等)

第8条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は、経理部が行うものとする。

(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、会計規程(平成27年4月1日規程第20号)第4条第1項に規定する出納命令職の命令に基づき、会計規程第4条第1項に規定する出納職が行う。

(資金運用先の監視・情報収集)

第10条 出納職は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は直ちに理事長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年3月12日から施行する。

附 則(令和5年3月1日規則第15号)

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

参 照 条 文 等

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(抄)
(基金)

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの(次条第一項において「資金配分機関」という。)は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法(第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。)の定めるところにより、特定公募型研究開発業務(公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。)に要する費用に充てるための基金(以下単に「基金」という。)を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

(国会への報告等)

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年法律第四十九号)(抄)
(基金の設置等)

第十七条の二 機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十六条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(以下この条及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3 機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書（平成 27 年 4 月 1 日内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣認可。令和 5 年 3 月 16 日最終改正。）（抄）

（基金を活用した研究開発及びその環境の整備並びにそれらに対する助成）

第 8 条の 3 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金を活用し、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を行うものとする。

2 機構は、前項の実施に当たっては、当該研究開発及びその環境の整備を企業、大学、研究機関等にて行うものとする。

3 第 1 項の基金の設置及び運用に必要な事項については、別に定めるところによる。

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 中長期目標（第 2 期）（令和 2 年 2 月 28 日内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣決定。令和 5 年 2 月 28 日最終変更。）（抄）

III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

（3）基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等

⑦ 先端国際共同研究の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、我が国と対象国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務（先端国際
共同研究推進基金）に関する報告書に付する
内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び
経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号) 第 27 条の 3 第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和 4 年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見は次のとおりである。

内 閣 総 理 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

令和 4 年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)においては、特定公募型研究開発業務のうち、先端国際共同研究推進プログラムに関しては、本プログラムへの参画を推進するための海外関係機関への情報提供要請を行い、主務官庁・関係機関とも緊密に連携し、プログラムの支援規模・数、審査体制などを検討した。また、機構の国際戦略に関する有識者委員会を設置し、政府における研究開発領域の検討に用いる研究開発領域案の検討・作成を行うなど、着実に業務を実施した。
2. 先端国際共同研究推進基金については、令和 2 年 4 月 1 日に機構に設置された研究開発統括推進室基金事業課において管理された。また、先端国際共同研究推進基金の運用については、「基金の運用取扱い規則」(令和 2 年 3 月 12 日規則第 8 号)に基づき、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 27 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 47 条の規定により、安全性の確保を最優先に運用が行われた。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。